

撮影関連サービス事業者登録申込書

登録番号

事業名称	宿泊施設、レンタカー、仕出し・弁当など、その名称	
所在地	〒 厚木市	
担当者		
電話番号		
F A X		
携帯電話		
メールアドレス	携帯：	
	パソコン：	
提供サービスのPR	写真裏面に店名等を書き、この枠内におさまるよう写真を貼付してください。 (追加写真、パンフレットなどある場合は、裏面に貼付してください。) ※封入等で写真が折れてしまう場合は、貼付せずに同封してください。こちらで貼付します。必ず、裏面に店名等を書いてください。	

上記のとおり、厚木市内撮影関連サービス登録に申し込みます。

また、制作会社等から依頼があった場合、記載内容を提供することに同意します。

氏名 (代表者名)



映画やドラマの撮影に当たり、 関連サービスの提供事業者を募集します！

厚木市では、市のPRや地域振興、市民参加などを図るため、映画やテレビドラマなどの撮影を誘致・支援する「フィルム・コミッション」を行っています。ついでには、撮影関連サービス提供事業者の登録をお願いしています。

事業者登録をしていただける方は、次の登録要項をよく読み、裏面の登録申込書に必要事項を記入の上、あつぎフィルム・コミッション担当（厚木市広報シティプロモーション課）へご提出ください。

撮影関連サービス事業者登録要領

【趣旨】

映像制作者が映像制作する上で必要とする関連サービスを提供できる事業者の登録を行う制度です。

【登録条件】

- 1 厚木市内に事業所を有すること。
- 2 次のいずれかの業種であること。
 - (1) ケータリング（仕出し弁当など）
 - (2) 車両・輸送（バス、レンタカーなど）
 - (3) 警備
 - (4) 撮影関連（撮影機材レンタルなど）
 - (5) 宿泊業（ホテル・旅館など）
 - (6) その他、あつぎF Cが指定する業種
- 3 次の事項にご承諾いただけること。
 - (1) 登録により、必ずしも映像制作者からの発注をお約束するものではありません。
 - (2) あつぎF Cは、映像制作者へ登録された事業者のデータの紹介をいたしますが、特定の事業者の紹介はいたしません。
 - (3) 発注などに係る商交渉については、各事業者と制作者で直接行っていただきます。

【登録事業者の紹介】

あつぎF Cは、映像制作者から依頼に応じ、登録された業種に属する事業者のデータを提供します。

【登録申込方法】

所定の登録申込書に必要事項を記載し、あつぎF Cあてに提出してください。

あつぎフィルム・コミッション担当(厚木市広報シティプロモーション課)

〒243-8511 厚木市中町3-17-17

電話:046-225-2040 ・ FAX:046-223-9951

Eメール : 0200@city.atsugi.kanagawa.jp

